

經濟論叢

第170卷 第5・6号

シャープの対米輸出マーケティング(1).....	近 藤 文 男	1
理想点型選好のもとでの多品種購入.....	中 川 訓 範	20
管理会計におけるエイジェンシー理論の 適用と展開(1).....	篠 田 朝 也	34
子防原則と費用効果からみた ダイオキシン排出削減策の評価(1).....	村 木 正 義	54
共同石油(グループ)の成立.....	山 岡 暁	70
閉鎖的所有構造下における 経営者支配の根拠(2).....	坂 本 雅 則	89
《研究ノート》		
アダム・スミスの法学.....	田 中 秀 夫 川 名 雄 一 郎	109

經濟論叢 第169巻・第170巻 総目録

平成14年11・12月

京 都 大 学 經 済 學 會

経済論叢（京都大学）第170巻第5・6号，2002年11・12月

《研究ノート》

アダム・スミスの法学

——正義，権利，法をめぐる——

田 中 秀 夫
川 名 雄 一郎

京都大学経済学会では（方法論研究会と共催で）特別セミナーとして，カリフォルニア大学バークレー校法学教授D・リーバーマン教授を招いて，去る2001年3月9日に京大会館にて講演会を開催した。

教授が今回とりあげたテーマは，「アダム・スミスにおける正義，権利，法」(Adam Smith on Justice, Rights, and Law) というものであった。

リーバーマン教授は18-19世紀のブリテンの法思想史研究で優れた仕事をしており，1999年にも来日され，京都大学でベンサムについてのセミナーを開いたことも記憶に新しい。その要旨は『経済論叢』第165巻第4号に掲載されている（平成12年4月，102-113ページ）。

今回の報告ペーパーは，アダム・スミスの法学を包括的に扱った興味深い研究で，K. Haakonssen ed., *Cambridge Companion to Adam Smith*, (forthcoming) に収録されることになっている（未刊行）。

以下に，まず教授の講演の要旨を掲載し，その後，このトピックをめぐる研究状況について，少し考察したい。

リーバーマン「アダム・スミスにおける正義・権利・法」

I 法と統治についての未完の議論

アダム・スミスは、『道徳感情論』の最後に，「私は別の論説において，法と統治の一般原理について，およびそれらが社会の様々な時代と時期に経過してきた変革について，説明するよう努力するつもりである」と記した（TMS. VII. iv. 37）。この文章は，初版（1759年）で記され，スミス生前最後の版（1790年）にも残されており，最後まで彼はこの計画を忘れていなかった。

『道徳感情論』や『国富論』と同様に，法と統治の一般原理の研究も，グラスゴウ大

学教授としての責務の所産であった。スミスは、法と統治に関する著作を実現できなかったが、手がかりとなる講義の記録が残されており、それは現在、『法学講義』として出版されている。この講義ノートを、スミスが完成できなかった「偉大な著作」の完全な代替物として扱うことはできないが、それはスミスの道徳哲学に関する重要な素材を提供している。『法学講義』は、市民社会の歴史的発展をはじめとして、『国富論』で展開された重要な議論の道具立てを提供するものであった。さらに重要なことは、『法学講義』は、『道徳感情論』と『国富論』を架橋するものだということである。『法学講義』の研究は、近年の、スミスの人間の科学の解釈や、『立法者の科学』(WN. IV. ii. 39)のなかにおける経済学の位置づけに関連した法学の解釈の進展とあいまって、より精緻なものとなっている。

II 正義と自然法学

スミスの「法と統治の一般原理」の議論の出発点となるのは、『道徳感情論』第二部にある正義についての説明である。そこでは、正義の徳と他の諸徳との違いが議論されている。道徳感情が作用しているとき、多くの徳を遂行しないことは、実際の観察者または理念的な観察者に、非難や失望といった反応を呼び起こす。しかし正義を遂行しない時には、道徳的な反応はより鋭く力強いものとなる。正義の侵犯は明白な損害をもたらすし、その場合、観察者は、そのような不正義に対して、「憤慨」を抱いて「処罰」を加えるのである (TMS. II. ii. I. 3-5)。

正義の侵犯が、特別な道徳的反応を引き起こすということは、正義の徳によって求められる行為が、残りの道徳的生活とは異なったものであることを示している。他と較べて、正義は「消極的」なものである。「単なる正義は、たいていの場合、消極的な徳にすぎず、私たちが隣人に害を与えるのを妨げるだけである。……私たちはしばしば座って何もしないでいても、正義の全ての規則をまっとうしていることになるだろう。」(TMS. II. ii. I. 9) また正義は、その社会的影響力によっても、他の徳と区別される。社会は、他の徳が実践されなくても存在するかもしれないが、正義のないところでは存在し得ないのである。

また別の部分で、スミスは正義の特性についてさらに論じている。正義は、わずかの例外や修正でよい「一般規則」の総体として定式化することも可能であるが、他の徳——慎慮、慈悲、寛大、感謝、友情など——の場合はそうではない (TMS. III. 6. 9-10)。この対比は、『道徳感情論』の最後で、「様々な著者が、道徳の実践的な諸規則

を扱ってきたやり方」を考察するとき (TMS. VII. iv), より顕著になっている。そこでスミスは、「我々の行動のあらゆる事情の方向づけに関して、厳密で正確な規則を設定しようとした」(TMS. VII. iv. 7) ことについて、キリスト教の決疑論を非難した。決疑論は、正義の徳の場合にのみ道徳的実践を指令することができるにすぎない一般規則によって、道徳の全体を扱うという根本的な間違いに基づいており、「決疑論の著作は……一般に無益である」(TMS. VII. iv. 33)。一方で、正義の徳に関して、一般規則を体系的に扱うのは、可能であるとともに有益でもあり、それが法学の役割である。このような法学こそが、「自然法学と適切に呼ばれるような体系、つまり全ての国民の法をつらぬき、それらの基礎であるべき一般原理」であった。ここでスミスは、自然法学の体系化を試みた最初の人として、グロティウスを高く評価した (TMS. VII. iv. 37)。

III 自然法学

スミスが、自然法学を道徳哲学の重要な一分野とみなしたこと、そしてグロティウスの『戦争と平和の法』を称賛したことは、多くの点で伝統的であった。スミスの道徳規則についての議論は、グロティウスを支持した人々によって18世紀の前半に発展させられた議論——もっとも主要な議論は、グロティウスの翻訳者であり、紹介者であったジャン・バルベイラックによるものである——を繰り返していた。バルベイラックは、グロティウスが道徳科学をスコラ主義から救いだしたことを称讃するとともに、その後の道徳の歴史を、セルゲン、ホッブズ、ロックなどからブーフエンドルフに至るまでの、グロティウスに対する応答および批判的な書き換えとして描いた。スミスとバルベイラックは、グロティウスの法学の基本的な性質を強調する点だけでなく、スコラ的、決疑論的アプローチを拒絶したグロティウスと古代ストア主義の結合を重要と考えた点でも一致していた (参照 TMS. VII. iv. 3-6. and VII. iv. 34-35)。ただし、スミスが、バルベイラックと同じ観点からグロティウス以後の学問の発展をみていたかどうかは明らかではない。スミスは、バルベイラックと違って、ホッブズを評価し、またプロシアの法学者ヘンリー・コッケイ (コッケイウス) とその息子サミュエルの著作に言及した (LJ (B) 1-4)。一方で、ブーフエンドルフは、ホッブズの批判者として簡単に言及されているだけである。

この法学的伝統が重要なのは、スミスに直接に関係することだが、北ヨーロッパのプロテスタント系大学における道徳哲学の授業に与えた衝撃によってである。ブーフエンドルフの『人および市民の義務』(1673年) は、倫理学の標準的な教科書として広く利

用された。スコットランドにおいて、ブーフェンドルフの論考は、G. カーマイケルの主導による改革のもとで、1690年代にグラスゴウ大学のカリキュラムに取り入れられた。1718年にカーマイケルが編集して出版したブーフェンドルフの『義務論』は、1730年代にスミスが学生であったときにも、グラスゴウ大学の道徳哲学の教科書であった。スミスの「決して忘れ得ぬ」師 F. ハチスンは、カーマイケルをブーフェンドルフの「最良の解説者」として称賛した。死後出版されたハチスンの『道徳哲学入門』は、構成やアプローチの点で、カーマイケルの解釈を通したブーフェンドルフのモデルに従っている。

したがって、スミスの法学への関わりは、二つの補完的な枠組みによって考えることができる。第一は、自然法学に関するものであり、それはまだ不完全な科学として述べられている。第二は、クロティウスの継承者によってすでに確立されていた道徳哲学である。この二つの枠組みは、スミスの「法と統治の一般原理」の研究の重要性を明らかにするし、また『法学講義』を考察する際にも有用だろう。

IV 法学講義

A 講義「1762-1763年の講義」のほうで、彼の講義の内容や、彼の道徳理論を既存の自然法学に適応させるように発展させて行った仕方がよくわかる。『道徳感情論』における正義の議論は、(ヒュームのように) 権利についての明確な理論や言及は含んでおらず、正義の位置づけは、「憤慨」や「処罰」を伴う観察者の道徳的反応をもとにして明らかにされる。『法学講義』においてスミスは、「危害」を他人の権利を侵害することとして再定式化した (LJ (A) i. 9)。次にスミスは、権利の法学的分析に伴う既存の用語や区別の検討に進む。スミスは、ブーフェンドルフやハチスンに倣って、三つの区別によって権利を説明している。その三つとは、「一人の人間として」の権利、「家族の一員として」の権利、「国家の一員として」の権利である。スミスは、二人に従って、最初に「一人の人間として」の権利について取り上げる。この権利の分類を用いることで、スミスは、同じくよく知られた用語や区別を扱うこともできた。それは、「ブーフェンドルフが自然権と呼んだもの」と「二次的なものと呼んだもの」の間の相違や、「ブーフェンドルフ卿の後に、ハチスン氏が行った完全権と不完全権の間の区別」、そして「事物的権利」と「人格的権利」の間の区別である (LJ (A) i. 12-16)。

スミスは、自然法学 (および、より一般的にはローマ法の伝統) の分析枠組みをわがものとしていたことに加えて、法的権利の内実についての論争を解決する一助とするために、自身の道徳理論の特徴的な議論を活用することにも長けていた。契約による個人

の権利を論じるなかで、スミスは、法的に正当な義務を与える類の同意について説明するために、公平な観察者に言及した (LJ (A) ii. 42-45)。この見方は、契約による義務が履行の期待に依存していることを明らかにするし、またスミスが、契約による義務を「服従しようという人々の意志」や「誠実さの義務」から引き出す類の解釈を拒絶したことも明らかにする (LJ (A) ii. 56-59)。そして、他者の「義務不履行」における個人の権利について議論するときに、スミスはふたたび道徳感情の秩序づけの論理に立ち返った。すなわちスミスは、「義務不履行に対する処罰の基準は、公平な観察者の同意である」と主張し (LJ (A) ii. 89)、グロティウスらによって主張された、処罰の基準を功利主義的な考察から引き出すような議論を拒絶したのである (LJ (A) ii. 90-91)。

これらは、スミスが、自身の講義を既存の自然法学の構成や議論に合わせていたことを示している。それは、スミスが自然と国家の法についてのある重要な要素を拒否したことと対照させてみるとはっきりする。スミスは、自然状態の観念を持ち出すことなく、自然権の議論を行った (LJ (A) ii. 93)。自然状態というものは存在しないのであるから、自然状態における法を論じて意味はないとされ、政府はその起源を自発的な契約に負っているという議論も明確に拒否された。このようなスミスの議論は、個別の修正以上のより本質的な訂正を含んでおり、したがって、スミスの法学が知的・教育的伝統を書き直したことの精査が必要になる。

V 法制度の自然史

「法と統治に関する科学の発展」について述べる中で、スミスのもっとも有名な教え子であったジョン・ミラーは、法の一般原理を含む「法学の諸体系」を構築することを目指した「グロティウスやその他の理論的法律家」について指摘し、さらに、それに続いた「高等法院長モンテスキュー、ケイムズ卿、スミス博士」による18世紀における貢献を指摘した。彼らの研究は、グロティウスのしたような完全性を体系化する法の体系に焦点を合わせるよりも、異なった国々の法に見られる多様で相反する不完全性をもたらす環境を精査するものであった。このために、彼らは、様々な形態における「市民社会の形成とその後の発展」や、「あらゆる人々の制度や法」への社会的力の作用の関係を論じ、その結果として「法制度の自然史」を構築した。これは法の科学にたいするスミスのもっとも顕著な貢献の一つである。

ミラーの説明は、モンテスキュー、ケイムズ、スミスの著作についての理解というよりは、彼自身の法学の概念を特徴づけているかもしれないが、ミラーの議論は、この分

野の二つの相互補完的な課題と関係のあるスミス自身の議論と同じことを述べている。第一に、自然法学は規範的・普遍的な方向性をもっていることである。つまり、それは「全ての国々の法律に貫通し、その基礎とならなければならない一般原理の理論」である (TMS. VII. iv. 37)。第二は、実定法が「自然的正義」を完全に達成することを妨げるような、様々な状況を解明することである。スミスによれば、それは、「政府の利益」や、「政府を専制化するような特定階級の人々の利益」や「粗雑で野蛮な人民」の腐敗した影響力であった (TMS. VII. iv. 36)。このように、スミスの「法と統治の一般理論」は、二つの問題を取り上げるように計画されていた。つまり、自然法学の規範的な議論と、実定法や政府が「社会の異なった様々な時代においてこうむった」様々な変革」についてのより社会学的な議論とである (TMS. VII. iv. 37)。

このことは、『法学講義』の主要な特徴——「一人の人間」、「家族の一人」、「国家の一人」としての権利という既存の分類を解明することによって、歴史的な議論をしたこと——を説明する助けになる。法学の広い領域は、それらの出現とその後の発展についての、特別な歴史的状況によってのみ理解できるものであった。五つの所有権の基礎（占有、添付、時効、相続、譲渡）についての議論において、スミスが特徴的に論じているように、「我々は、所有権を獲得するための、この方法や他の方法を考察する前に、それらに関する諸規則は、社会がその当時あった段階や時代に従って、相当に変化しなければならないということを、考察するのが適当であろう。」(LJ (A) i. 26-27)

スミスが、スコットランドの哲学者たちの歴史的著作に中心的な不可欠な要素であった四段階論（狩猟、牧畜、農業、商業）を論じるようになったのは、ここにおいてであり (LJ (A) i. 27)、スミスの講義が、この理論が最初に成果を生み出した際の媒介であったと考えるべき強い理由がある。講義では、個別的社会形成における、所有権の様々な性質とその範囲について説明するために、四段階論が利用された。「狩猟の時代」においては、一般に所有の対象は、直接的な財に限定されており、そのため、所有権自体も「占有」に関わるものに制限されている。「牧畜の時代」においては、所有の不平等が劇的に生じ、もっとも重要な所有の対象は放牧している動物となる。この所有の形態によって、さらに広い形態（例えば、家畜から土地へ）や、新しい分野（例えば、占有している家畜からのミルクや子孫といった、添付による所有）が出現することになった。しかし、所有権が、完全に法律的に人念なものになるのは「農業の時代」になってからであり、「土地の所有」が主要になるのは、この段階になってからである。(LJ (A) i. 52-53)

四段階論が、再び明確に登場するのは、「国家の一員」としての個人の権利を説明する時であり、その分析もまた明快である。政府——それは常に「所有」と「財の不平等」を前提にしている——は、最初は絶対的必要から生じた富の不平等が増大した時代である、「牧畜の時代」までは存在しなかった (LJ (A) iv. 22-23)。そのような社会においては、もっとも早い司法と行政の権力の制度化が現れた (LJ (A) iv. 34)。しかし、近代の法学が想定するような、国家や、国家の特徴的な諸機能が組織化されるのは農業の時代になってからであり、主権を日常的に行使したのは農業社会の政府であった (参照 LJ (A) iv. 1-3)。

VI 歴史法学

既存の法学も、(プーフェンドルフの言い方では) ある特定の国家の「法や慣習」は、特定の「人民や、彼らが統治している領土の性質」によって判断される必要があるということに認識していたにもかかわらず、スミスの『法学講義』は、先行者とは際立って異なっていた。ハチスンの『道徳哲学入門』との対照は、多くのトピックにおいて見られるが、家内奴隷についての両者の議論を見中ではっきりする。ハチスンは、刑罰の一形態としての奴隷制を考察するなかで、それを理性的存在である人間を獣か生命なきものに貶めるものとして批判している。スミスも同じく、家内奴隷の道徳的非道さに注意を向けていたが、道徳的非難は、歴史的に奴隷制が普及していることや、奴隷制の完全な廃止がほとんど不可能であることを認めることによって、バランスがとられている (LJ (A) iii. 101-102)。またスミスは、「富裕や洗練」のある社会状態や民主政という政治状態のもとで、奴隷の状態が悪化することについての、社会学的な議論に関心を向け、(LJ (A) iii. 110-111) さらに、「ヨーロッパのごく一部のみに」で奴隷制の廃止をもたらした例外的な政治的変動についても説明している (参照 LJ (A) iii. 101, 117-122)。

家内奴隷についての議論は、自然法学の規範的議論と社会・政治史の緻密な説明を結合した方法の例証となっている。規範的な議論は、「自然的正義」の制度的な失敗を明らかにし、また歴史的議論は、それらの失敗の文脈を明らかにするのに役立った。そして、歴史的議論の多くは、「人民の粗雑さや野蛮さ」や「政府を専制化するような特定階級の人々の利益」に向けられた。奴隷制の場合、その制度は「貧しくて野蛮な人々」の間で起こり、社会的・政治的権力の強制によって存続した。民主的な政府のもとでも、奴隷制が永続することは事実上避けられなかった。なぜなら、そのような共同体では、「すべての法律を作る人」は「自ら奴隷を持っている人々」であったからである (LJ

(A) iii. 102)。したがって、「西ヨーロッパにおける異例ともいえる奴隷制廃止は、二つの強力な力（国王と教会）が、自らの権威を、奴隷の主人の力を弱め、奴隷の解放を促進するように用いたからである（LJ (A) . iii. 118-120)。

同じような論理は、限嗣相続法をはじめとした私的所有権の濫用について考察するときにも見られる。長子相続権には十分な説明が要求される、とスミスは主張する。なぜなら、「この相続法は、明らかに自然、理性、正義に反している」からである（LJ (A) i. 116）。長子相続の起源は、土地所有、軍事能力および統治の権威を結合していた、自由保有地と封建的統治の特別な性格に見出される。歴史的に、両者は、統治の権威が弱くて不安定な状態のもとで発展してきた。そのような状況においては、土地資産をすべての相続人に分割することは、政治的権威の源泉を脅かすし、同様に、王国をすべての王族の相続人に分割することは封建君主の権力を害なうだろう（LJ (A) i. 129-133）。

長子相続に関する事例は、スミスの歴史法学の、もう一つの批判的な一面を示している。それは、スミスの歴史的研究が、しばしば、自然的正義を侵犯しているような多くの実定法の時代錯誤的な性格を明らかにすることによって、規範的な目的を補完しているということである。たとえば、長子相続の事例の場合、自由保有地と封建政府のもとでどのような正当化が受け入れられていたとしても、現在の政治状況のもとでは全くなじまなくなっている（LJ (A) i. 131）。ヨーロッパの狩猟法について議論する中で、スミスは、「封建政府の専制」から、どのようにそれが引き出されるかを説明している。封建政府は、もちろん、今では廃れている。しかし、狩猟法は、封建制度の要素が、「いまだにヨーロッパの全ての政府にある程度はびこっている」ことの証拠となっている（LJ (A) i. 54-55）。同様に、貿易や製造業における、排他的な独占や特権を是認している様々な法を扱うなかで、スミスは、そのような規制は、それらが貿易の発展を引き起こす助けになったような時期には、もっともなものに思われたかもしれないが、「他の多くの古い法学の残滓と同様に、これらも取り除かれなければならない」と結論づけた（LJ (A) ii. 40-41）。

VII 法学と社会の進歩

いままで示してきた事例——西ヨーロッパにおける奴隷制の廃止、長子相続制の導入、独占を確立するような立法など——において、スミスは、これらの制度に対する政治的変動の衝撃に光をあてた。その議論は、社会の進歩についての四段階論へのスミスの幅広い理解と、その利用についての有用な洞察をもたらす。ある研究者たちは、四段階論

を、社会の進化の確固とした枠組み——そこにおいては社会の変化は究極的には継続的な経済制度や「生活様式」によって決定されるとされた——を提供したものとして論じているが、『法学講義』で吟味された個別の事例は、その理論が、法の発展を社会進化の図式に変え、また法の諸規則と法の変化の解釈において生活様式に決定的な優越性を与えるようにはたらいっている兆候を示している。講義における数多くの詳細な議論は、農業社会に関わっていた。というのは、それらは、農業社会の前後の段階における社会発展のパターンについて議論をする際に必要であったからである。そしてスミスが関心を抱いた法の歴史に関する数多くの事例は、封建社会に特徴的な政治のあり方に向けられていた。というのは、農業社会の一般的な特徴を考察すること自体が多くの洞察を含んでいたからである。『法学講義』においてローマやギリシアのようなある特定の農業社会における発展のパターンを考察するときに、スミスの歴史研究は、盛衰の循環的なパターンと、野蛮から洗練への段階的なシェーマを示唆していた。

それらの歴史事例の批判的な検討はまた、実定法に関して、政治的な偶然性の余地だけでなく、人類の目的や規範的な意見の余地を残しているという、スミスの視角もあらわしている。そしてこれは、なぜスミスが法学の歴史を、自然法学の規範的なあり方と「名指一的なものとしてではなく、それを補完し拡張するものとしてみていたかを説明する助けになるだろう。法の歴史は、ある特定の歴史状況において法制度が「自然的正義」の規範を達成しそこなっても、自然的正義の道徳的実現性自体はそのまま残されることについて、洞察と説明を与えるだろう。同時に、自然法と歴史法学の結合は一体というわけでは決してなかった、ということも認識されるべきである。一つの欠点は、法体系の分析のために、二つの別個の枠組みを結合した仕方に関するものである。自然法学によって与えられた枠組みは、法の主題を、一人の法的主体のあり方（「一人の人間」、「家族の一員」、「国家の一員」）にしたがって、二つの別の領域に分類した。四段階論によって与えられた枠組みは、ある意味では、自然法学の分類では分けられていた権利の相互依存性を強調するものであった。このように、二つの枠組みは異なった方向性のものであった。

スミスがこの緊張関係についてはっきりとさせているのは、B講義 [1763-1764年] の正義の議論においてである。A講義では、スミスはハチスンやブーフェンドルフに従って、「人間として」の権利から始めていたが、そのためにスミスは、統治に関する（第三の、「国家の一員」としての権利の分類にかかわって行われるような）歴史的議論に取り組む以前に、所有権の歴史法学に導かれたのである。問題は、スミスが認識して

いたように、「所有権と政府は互いに依存しあうことが非常に大きい」ということであり、「所有権の保持と所有の不平等とが、最初に政府を形成し、所有権の状態は、常に政府の形態によって変化するに違いない」ということであった (LJ (B) 11)。つまり問題は、自然法学の分類が、まさにスミスの歴史法学がその相互依存性を解明しようとしていた諸制度を、分析的に分類していた、ということであった。

スミスの解答は、B講義によれば、ハチスンと以前の自身の議論を破棄して、まず「政府、それから所有権およびその他の諸権利を扱う」ことから議論を始めることによって、「ローマ法学者」の方法を採用しようとしたことである (LJ (B) 11)。この結果として、スミスは、彼の歴史法学におけるもっとも独創的で力強い諸要素の一つ——公共の正義と統治システムが近代ヨーロッパに出現したことについての説明——にいち早く到達し、それに卓越さを与えることができた。

商業と製造業の衝撃を受けたヨーロッパの政府と社会の変遷についてのスミスの歴史研究は、『国富論』第三編において最もよく示されているが、その議論の基本的な特徴は、すでに『法学講義』において詳述されていた。そこでスミスは、「商業と製造業」の導入が、どのようにして封建秩序を破壊したかを説明している。多くの貴族たちは、使用人や借地人を保持することから得た剰余の富を、「小売商人や工匠」の嗜好品に消費することで、自らの社会的権力を蝕んでいった。このことは、従属状態から使用人や借地人を解放し、地方の平定に寄与し、都市や商業階級の社会的権力を高め強めるのに役立つ。最初は町や都市の中心で発展した秩序だった安定した正義の制度の実施が社会全体に広がっていくことを可能にした。それらの変化の結果が積み重なっていくなかで、「秩序とよき統治、またそれとともに、個人の自由と安全」(WN. iii. iv. 4) が、次第にもたらされた。

『国富論』第三編の結論部分で、スミスは、この歴史的変化によって現れた深刻なアイロニーを論じている。つまり、「公共の福祉にとって最大の重要性を持った変革」は、「公共に奉仕しようとするごくわずかの意図さえ持っていない人々」によってなされてきた。大土地所有者は、虚栄心を満足させようとしていたにすぎなかったし、商人や工匠も自身の金儲けを追求していたに過ぎなかった (WN. iii. iv. 17)。『法学講義』におけるスミスの議論は、偶然性と意図せざる結果に言及していたものの、この素晴らしいアイロニーを欠いていた。しかし、『法学講義』の枠組みは、スミスの歴史社会学の広がり示しており、歴史的議論は、巧妙に、所有権の対象の変化（土地や従者から嗜好品へ）、所有権の実践の変化（封建的依存から保有地の安全と個人の自立へ）、所有権と

正義を保持する統治構造の変化（封建制度から安定した政府と個人の自由へ）の物語を織り込んでいた。ここでも、『国富論』の他の箇所と同様に、スミスの経済学の総合的な成果は、グラスゴウでの教授としての経験に依っているのである。

VIII 治政、歳入、軍備

『法学講義』第二部で、スミスは、「治政、歳入、軍備」に関係する「法と統治の一般原理」の研究をおこなっている。「治政」は、「物資、公共の安全、清潔と安価さ」に関するものであり、「歳入」は、「政府の費用を支払うため」の基準に関わるものであり、「軍備」は、外敵から共同体を守るために政府によってなされる行動に関わるものである（LJ (B) 5-6）。前述の、より広範な法と統治の一般原理について議論する時のように、スミスの主要な関心は、プーフェンドルフやハチスンを通して、既存の自然法学から得られたものであった。

それにもかかわらず、スミスの議論はそれ以前の議論とは明らかに異なっており、そのことは、「治政」の適用の仕方に、おそらくもっとも明瞭に見出される。この用語は、スミスが明らかにしているように、犯罪の防止、道路の安全、公共秩序の維持、物資の低廉さと供給の確保といったような、広範な様々な規則の総体を示していた。「治政」の名の下に広大な法の領域が慣習的に包括されていたなかで、スミスは、講義のはじめで、それらは「つまらない、取るに足らない」ものであり「法学の体系」に含まれるに値しないということを強調した。そして、「食料の安価さ」や「十分に需要にこたえるような市場の確保」が、「最も重要な治政の一部門」とであるとされ（LJ (A) 2-4）、スミスはこの議論を扱うようになった時、すぐに「安価さと豊富さ」に焦点をあわせたのである。この主題の探求は、「どのようなところに富裕が存在するか」という基本的な問題を中心にしており（LJ (B) 203-206）、議論の大枠は、のちに『国富論』で有名になったものであった。つまり、「一国の富裕」の源泉は「分業」とであるということ、そのような分業の原因は、「交換や交易」を行うという「人間本性の性向」に求められるということ、さらに、「安価さと豊富さ」を確保することを目的とした政府の治政の大部分は、近代における「富裕の緩やかな進歩」に対する、副次的で生産的な誘因であったということを明らかにした、ということである（LJ (B) 212-215, 218-220, 223, 235）。

スミスの「諸税と歳入」についての議論は、前述の「富裕の進歩」を妨げる政府の誤った施策についての分析のすぐあとに続いている。そこでは、同じ議論が効果的に続いていた。というのは、スミスが政府の歳入の主要な二源泉——「所有に対する課税」と

「消費に対する課税」——の相対的なメリットとして評価したのは、「富裕」に関わるものであったからである (LJ (B) 307, 310)。これは、スミスが「治政の最後の部門」とみなしたものに対する別の議論に引き継がれた (LJ (B) 326)。この部門は、「人々の風習に対する商業の影響」に関するものであり、のちに『国富論』、特に分業が広範になっている状態での「青少年の教育のための施設」を擁護する第五編において再び論じることになるものであった (参照 LJ (B) 328-333, and WN, V, i. f. 50-61)。

このような広範な探究と比較して、軍備についての議論は、簡潔で、ありきたりなものであった。スミスの戦争と平和の法についての考察は、目新しさが他と比較して欠如しているということによって、もっとも目立つかもしれない。

IX 正義と治政

スミスの講義について、ミラーは、二つの点で、『法学講義』第二部を前半の議論と区別した。第二部「治政、歳入、軍備」——の内容は、『国富論』として拡充されて出版された。また、第一部は「正義に基づいた」法や制度について論じていたにもかかわらず、第二部は、「便宜」に基づいた法や規則について論じていた (EPS, p. 273)。スミスの法学の二つの部分に生命を吹き込んだ道德の諸原理を区別するなかで、ミラーは、道德哲学においては、道德的徳としての正義の特質を他と異なったものにすることが必要であるという、スミス自身の主張を称えようと努めた。正義の実践だけが正確な諸規則の体系として明示されるのであり、この特徴を見逃してきたことが、それまでの思想家たちが決疑論に陥ったことの原因である (TMS, VII. iv. 7)。したがって、正義と完全権を扱う時に求められる規範的な議論の型は、治政を扱うとき求められる規範的な議論の型のモデルとはならなかった。

しかしながら、ミラーによる、スミスの講義における「正義」と「便宜」の併置は、少なくとも潜在的には、まったく間違っている。ミラーが便宜の原理と呼んだものに基礎づけられた法と規則は、正義の原理に基礎づけられた法と規則からはまったく独立したものの、もしくは結びつかないものだという想定に危険がある。実際に、正義は、スミスが「治政、歳入、軍備」の名のもとに扱ったほとんどすべての議論に関係するものであった。「正義」と「便宜」の区別は、法と統治についての二つの異なった見方を提供した。しかし、それは、それぞれが、社会生活についての、単一で別個の道德的徳による、独立した二つの領域を作り上げたわけではないのである。

『法学講義』は、正義の徳が、「治政、歳入、軍備」の表題のもとに扱われた様々な

法や治政に浸透していたことを示している。「治政」の主要な部門の一つは、共同体の安全を保証するために、政府によってとられる一般的な方法に関するものであり、スミスはそれらを「治政の正義」と名づけた。また、「戦争の真の原因」に関する既存の論題を考察するなかで、戦争における合法的行為や中立国に対する交戦国の義務を考察するときにも、同じように「正義の規則」に訴えた。

「富裕の豊富さ」の場合、正義との関連は、より注意深い議論が求められる。スミスによれば、あらゆる統治システムの第一の主要な目的は、共同体の成員に対して、財産権といわゆる完全権を保証し、正義を確保することである。貿易、商業、農業、製造業などに関して政府が採用する政策は、正義を維持するという主要な目的にとって二次的なものであるか、前提となるものである (LJ (A) i. 1-2)。また、スミスは、法と統治の作用に関係する「富裕の遅い進歩の原因」を詳細に検討するが、それらのなかで、第一のものは、特に社会の揺籃期にしばしば見られることであるが、正義を確立することに政府が失敗することである。権利と所有の保護がない場合には、人々は「勤勉であろうとする動機」を持たないし、これ以上、富裕の進歩の障害となるような失政はない (LJ (B) 287-288)。続いてスミスは第二の議論に向かうが、そこでは、政府が、積極的に農業や商業を害するような抑圧的な政策を採用することで、富裕の進歩を妨げることが論じられる。この問題を考察することで、スミスは初期の講義ではほとんど扱わなかったようないくつかの主題を考察するようになった。もっとも、すでに考察していた主題にふたたび戻っていくこともしばしばあった。抑圧的な政策の研究は、「広大な土地を一握りの人たちの手に帰そうとする」様々な法の研究で始められている。この議論は、当然に、すでに詳細に分析していた「長子相続権」や「限嗣相続制」に結びつく。しかし、講義の最初の部分では、それらは、早い時代の抑圧的な政治秩序の不当な残滓として批判されていたけれども、今や、農業の進歩を妨げることで「公共の利益に大きい損害を与える」ものとして批判されている (LJ (B) 289-295)。この例では、他のところのように、「正義」と「治政」にそれぞれ適用された「法と統治の一般原理」は、実定法の同じ部分を評価するための二つの相互補完的な枠組みを提供しているのである。

『法学講義』における、このように拡張され正義の法学を前提する「富裕」についてのスミスの扱い方は、上述の二つの議論が一つの体系的な道徳の教えの連続した部分として登場する仕方を所与とすれば、すぐに明らかになるだろう。しかし、スミスが、法と統治についての著作を著すことが最終的にできなかったことが、『国富論』の出版に結びついたものの、直接的な主題の結びつきを絶つように作用した。近年のスミス研究

が正しくも強調しているように、『法学講義』の特別な意義は、どの程度、スミスの経済学が正義と法についての初期の研究と関係したものであったのかについて、示唆しているということである。

X 結論：正義と『国富論』

正義は、『国富論』における主題ではなかったけれども、正義の徳の広範な探究と、法と統治の歴史における正義の徳の位置づけは、商業社会の経済学の議論に対して大きなインパクトを与えている。『国富論』最終篇で、スミスは、正義の重要な特質といえるものに直接的に取り組んだ。それは、最初は『道徳感情論』で述べられ、次に『法学講義』で詳細に論じられたものであり、他の社会秩序を維持するためにまず必要となる独特な徳のあり方についてのものであった。統治にかかわる「非常に重要な義務」とは、「社会のすべての成員を、できる限り異なる社会の成員の不正と抑圧から守る義務、つまり厳格な司法制度を確立する義務」である（WN. IV. ix. 51 and WN. V. i. b. 1）。

第五篇での「司法費」の議論のなかで、スミスは、以前の講義における多くの主題を再び取り上げた。政府は、所有の不平等の増大とともに発展してきた。その主要な目的は、所有権を守ることによって正義を維持することであり、それは「貧者から富者を守るため、もしくは全く財産を持たない人々からいくらかの財産を持っている人々を守るために設立された」のである（WN. V. i. b. 12）。もっとも、ここでは、スミスの特別の関心は、より特定の歴史的発展——最初は法の歴史において計画されたもの——にあった。それは、司法制度の役割を担った政治制度——裁判所と判事——が、ヨーロッパ、とりわけイングランドに導入され、他の公権力の部門から分離されていくことによる過程である。スミスにとって、これは意図せざる結果の歴史であった。しかし、この発展から偶発的に生じた帰結は、司法権力の行政権力からの分離と独立性の増大であり、それは公平な司法運営を可能にするものであった。この近代ブリテン政治に特有な特徴は、「すべての個人の自由」と「自分自身の安全にたいする感覚」の特別な要因であった（WN. V. i. b. 25）。

これらの最後の議論において、スミスは、ブリテンにおける近代の自由は、議会によるというよりも、法と裁判所の万全さと独立性に負っているということを強調した同時代の理論を支持した。しかし、スミスはまた、経済学のより大きな主題——個人の自由と独立の達成が、商業と富裕の発展によって生み出された社会的、政治的変動の産物であったということ——に立ち戻っている。第五篇で扱われた「公平な司法運営」とは、

この意味で、第三編で論じられていた歴史社会学についての個別的な（政治的には重要ではあるけれども）制度的表明にすぎなかったのである。商業の衝撃のもとで、封建秩序と封建貴族の権力の破壊は、正義の諸関係が、それ以前の人格的依存状態の後に続く機会を作りだし、これと歴史的に並行して進行した司法権と行政権の分離は、この機会が実現するのに役立った。そして、この構造は経済的繁栄を保証するものであった。

「平等で公正な司法運営」は、「あらゆる種類の勤労に最大で最も効果的な奨励」を与えるのに役立ったのである（WN. IV. vii. c. 54）。

商業社会が正義の実践のための新しい機会を提供したというのは、しかしながら、商業社会が本質的に公平なものである、ということを行っているのではない。『道徳感情論』で主張しているように、実定法の体系は自然的正義に不完全に接近したままとどまっており、今まで見てきたように、スミスの議論は、そのような正義の実践的な失敗を明らかにするものであった。『国富論』で重商主義の体系について論じるなかで、スミスの主要な関心は、それらが経済的繁栄に対して与えている実際の損害を説明することにあった。もっとも、スミスが、正義の観点からこの重商主義的体系を評価し、批判することに注意を払わなかったわけではない。それらの法は、「自然的自由の明白な侵害であり、したがってまた不正なものであったし、不正であるとともに不得策であった」（WN. IV. 5. b. 16）し、「このような規制が、臣民の誇りとする自由にどれほど反するかについて、述べる必要はないだろう。」（WN. IV. viii. 47）。

スミスの法学は、正義の不完全性を明らかにすることだけではなかった。さらに、その欠陥を、「政府の利益」や「政府を専制化するような特定階級の人々の利益」によって誘発された歪曲によって、歴史的に説明しようとした。ここで、商業社会における法と正義の分析は、より一般的な法学の論理に従っているのである。重商主義の体系は、社会の弱い集団の利益と引き換えに、特権的な社会階級の利益の役に立つことで、不正に作用するのである。「重商主義によって主に奨励されるのは、富者と有力者の便益のために営まれる産業である。貧者や無力者のために営まれる産業は、あまりにもしばしば、無視されるか抑圧されるのである」（WN. IV. viii. 4）と、スミスは容赦なく結論した。

自然的正義の作用を重める点において、近代の商業国家の法は、スミスが『法学講義』において詳細に論じた、不完全な法の一般的な様式と一致する。正義の失敗は、富者や有力者の政治的作品のなかに見出されるのであり、自然的正義は、近代の商業社会の注目すべき達成と同様に、欠点をも描写するための適当な鑄型を提供した。これらの

点で、スミスの『国富論』は、「法と統治の一般原理」の適切な例証となっているのである。

リーバーマン論文の意義と残された課題

リーバーマン教授のスミス解釈は、法と経済の関係をめぐるスミスの思想の再審と見ることができよう。ここでは要約を行ったにすぎないが、フル・ペーパーはスミスの法思想・法学についての緻密で深い考察を行ったものとなっている。その上で、法と経済の関係について新しい示唆を与えるものである。

スミス思想における、法学と経済学の相互依存関係と相互の独立性については、長い解釈史・論争史を跡付けることができるであろう。英国ではボナー以来の、わが国では高島善哉以来の膨大な研究が存在するが、言うまでもなく法学講義についてのもう一つのノートが発見され、刊行された1978年以降に研究の飛躍的な発展が見られた。以来四半世紀を経て、スミスの法学についてはリーバーマン教授の論文によって、一つの到達水準が示されたということが言えるであろう。そして、『国富論』をミラーの言う「便宜の体系」と見ることは、正確でないばかりか、誤解でさえあり、『国富論』は「法と統治の一般理論」という側面を持っていることを明らかにすることが、この論文でのリーバーマン教授の狙いであり、それは成功しているであろう。

教授は、この論考で、スミスの法学と自然法思想の濃密な関係を振り返るとともに、社会発展の四段階論の導入が法学にもたらした影響についての考察を行って、スミスの未完の法学に二つの枠組みから迫るという興味深い試みを展開している。

自然法の体系は、ホッブズ、ロック、ブーフエンドルフ、グロティウスが代表するように、自然状態、自然法、自然権、社会契約等という一連の概念装置を用いて、個人と政治社会の関係を理論的・根源的に考察する哲学的論議であった。したがって、それに歴史的事実をはめ込むことは容易ではなかった。自然法思想は、したがって、事実認識、歴史的・経験的分析が進むにつれて、抽象的哲学体系あるいは規範理論としては維持できるとしても、所与の歴史的社会の説明原理としては、退けられて行った。スミスはまさにそのような時代環境のなかにおかれていた。リーバーマン教授が「スミスが法学の歴史を、自然法学の規範的なあり方と二者択一的なものとしてではなく、それを補完し拡張するものとしてみていた」と解釈しているのは、スミスが置かれていたこのような過渡性を示しているであろう。やがて19世紀の功利主義者たちはもはや自然法について語らなくなる。

ハチスン¹は依然として保持していたが、よく知られているように、自然状態と社会契約という概念はヒュームによって維持しがたいものであることが看破され廃棄された。スミスがそのようなヒュームの経験的社会科学の視座を踏襲したのは、当然であった。しかし、スミスは法学を講義するなかで、自然法と自然権の概念を援用することは回避しなかった。それらが超越的な概念であり、経験的な事実とは異なる次元に属することを十分に理解した上で、しかし、それらはスミスにとって法学が規範的次元をもつ以上は、むしろ不可欠であった。

しかしまたスミスにとって自然法則としての自然法が事物を貫いて存在するということは、決定的に重要な認識であった。そのような確信がなければスミスは経済学を原理的な学問として樹立できなかつたであろう。意図せざる結果としての自然必然性、すなわち自然法則＝自然法が、望遠鏡をもたない人間の行動を最終的に審判し、保証しているというのが、スミスの確信であった。スミスは重商主義政策を様々な観点から批判したが、最終的な立脚点となった原理はこのように自然法思想が与えた。自然的正義は経済学においては意図せざる結果として市場のメカニズムにおいても、長期の歴史過程を通して、実現するとスミスは分析していた。

実定法は為政者の意図的な政策の産物であるが、それはどのようにして正当化されるのであろうか。結論から言えば、それは自然的正義を実現するものであるかどうかによって正当化、または否認される。重商主義産業規制は自然的正義の侵犯であるから弾劾されたのであり、封建的服従相続法も同じ理由で退けられなければならない。したがって、法も政策も、正当化の基準は自然法が与える。

スミスが法学の歴史を描くときに四段階論を援用したということは重要である。この点についてリーバーマン教授は分析を深めている。第5節から第7節にかけては、法思想史家としての鋭い着眼がみられる。「ある研究者たちは、四段階論を、社会の進化の確固とした枠組み——そこにおいては社会の変化は究極的には継続的な経済制度や「生活様式」によって決定されるとされた——を提供したものとして論じているが、『法学講義』で吟味された個別の事例は、その理論が、法の発展を社会進化の図式に変え、また法の諸規則と法の変化の解釈において生活様式に決定的な優越性を与えるようにはたらいっている兆候を示している」と教授は指摘している。

発生史的に見れば、法への歴史的アプローチによって四段階論が次第に明確になっていったということが主張されているのである。その結果、自然法と実定法を関連付けつつ——リーバーマン教授は「スミスの「法と統治の一般理論」は、二つの問題を取り上

げるように計画されていた。つまり、自然法学の規範的な議論と、実定法や政府が「社会の異なった様々な時代においてこうむった」「様々な変革」についてのより社会学的な議論とである」ことに注意を促している——、「自然的正義」を基準にして、法理論から社会に迫るアプローチと、社会発展の四段階論が示唆する歴史法学の視座から、「自然的正義」の歴史的実現を取り出す歴史のアプローチという二重の枠組みをスミスは持つにいたったという理解が成立した。こうしてその二つの総合の産物としてスミスの法学と経済学に接近するという分析が展開されたのであるが、その結果、スミスの法学と経済学を単純に区分するありきたりの平板な理解でなく、相互の複雑な入り組み方を克明に解明する成果が生まれたと言えるであろう。リーバーマン教授は結論として、「正義は、『国富論』における主題ではなかったけれども、正義の徳の広範な探究と、法と統治の歴史における正義の徳の位置づけは、商業社会の経済学の議論に対して大きなインパクトを与えている」と述べている。

このリーバーマン教授の成果を継承して、さらにスミスの法学と政治思想との関連等についてより進んだ解釈を試みる余地が残されているということを、指摘しておきたい。さらに、明らかにリーバーマン教授はボーコックよりホーコンセンに近い立場からスミスに接近しているのであるが、ボーコックよりの立場から提起される諸問題にどう対応できるかが問われてよいであろう。

あれほど激しい重商主義批判を展開したスミスが、当の重商主義政策を推進した主体であった議会の改革に沈黙したのはなぜかという難問もまだ未解明である。スミスの法学にも経済学にも織り込まれているシヴィック・ヒューマニズムの思想と「自然的正義」論の関係もなお究明の余地を残している。それと『道徳感情論』第6版の改訂問題、特に「道徳感情の腐敗」論と「真に有徳であれ」という実践哲学の提唱との関連も検討すべきであろう。